

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>1. 補助事業で取得等した財産の目的外利用における補助金返還要件の緩和</b>								
'04203	和泉市	文化財(史跡)を活用した「憩いと賑わいの空間」の創出	○和泉市には貴重な文化財(史跡)である「池上曽根遺跡(弥生時代の環濠集落跡)」が存在するが、市の財政的な課題などにより、史跡公園としての整備は進んでおらず、未整備区域については遊休地の状態で観光振興にもつながっていない。 また、この「池上曽根遺跡」は、大阪府の主要幹線道路である国道26号に面しており、その敷地活用についてのポテンシャルは非常に高い。 このことから、歴史的文化財である史跡公園の遊休地を国道沿線のサービスエリアとして活用し、相乗効果による活性化をめざす。 施設整備内容は、サービスエリア機能としての駐車場、トイレ施設、カフェやレストラン、物販施設などの他、スポーツレクリエーション施設やアミューズメント施設などを併設する「複合型サービスエリア」を想定し、民間活用手法を用いて整備する。	国庫補助事業において目的外利用をした場合に補助金の返還が求められる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	補助事業の目的外利用における補助金返還要件の緩和	財務省 文部科学省	補助事業の目的外利用については、法第11条において禁止されており、それに違反した場合は、法第17条及び法18条において、それぞれ補助金等の決定の取消及び補助金等の返還について規定されている。したがって、目的外利用は、「補助金等に係る予算の執行の適正化」に違背する典型的な反公益的な行為とされており、目的外利用における補助金等返還要件を緩和する等の措置を行うことは、本法の趣旨に反するため、困難である。 一方、法第22条において財産処分の制限について規定しており、各省各庁の長の承認なしでの財産処分を禁じているところ、各省各庁の承認を取った場合等には、その処分が可能となる。したがって、目的外利用に係る補助金等返還要件を緩和する等の措置によらずとも、対応しうる可能性はある。 いずれにせよ、目的外利用についての検討にあたっては、個別の補助金等によりその承認基準等も様々と考えられることから、当該補助金等の所管省庁に相談されたい。
<b>2. 酒税法の特例に係る「特定農業者」の規制緩和</b>								
04804	大潟村	大潟村地域活性化推進特区	構造改革特別区域法により酒税法の特例が規定されているが、農家のどぶろく製造については、特に販売面で苦慮することが多い。 本村には農家が役員となっている(農業を営まない)法人が多数存在しており、農家個人が取り組むよりも販売環境が整っていることから、そういった法人がどぶろくを製造・販売することで、地域の新たな特産品の開発、6次産業化の推進等を進め、地域内の産業活性化を図る。	酒類の製造免許を受ける場合には年間の製造見込み数量が一年以上に達する必要がある。(どぶろくの場合、「その他の醸造酒六キロリットル以上」に該当。) また、構造改革特別区域法において酒税法の特例が規定されているが、特定の条件を満たす農家(特定農業者)しか適用されない。	酒税法第7条第2項 構造改革特別区域法第28条	構造改革特別区域法第28条における「特定農業者」に農業を営むか否かに関わらず「農家が役員となっている法人」も加える。	財務省	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 構造改革特区制度においては、既にこの最低製造数量基準の特例を設けているところであるが、この最低製造数量基準の特例を設けるにあたっては、採算が取れない小規模製造者の増加に伴う滞納の発生や税務当局の実態把握の困難性など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことを踏まえて、構造改革特区制度における酒税法の特例では、一定の条件が付されている。 現在、構造改革特別区域法において特例を設けている特定農業者による特定酒類(いわゆる「どぶろく」)の製造事業については、①農家民宿等において農業者が自ら生産した米を原料とした「どぶろく」を提供することでグリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、その対象者が農家民宿等を営む農業者に限定されており、②農家民宿等を営む農業者が自ら生産した米を、直接、原料として使用することにより原料コストの低減が図られ、採算性に支障をきたすことも少ないのではないかと考えられたことから、自ら生産した米(又はこれに準ずるものを含む。)を原料とすることを前提として特例的に最低製造数量基準を適用しないこととされたものである。 したがって、こうした制度の趣旨を踏まえると、ご提案については特区としての対応は困難である。

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>3. 保税展示場の許可要件の緩和</b>								
10001	神戸市・日本真珠輸出組合(共同提案)	保税制度活用による真珠等の国際取引の活性化	神戸は真珠加工の世界的な中心地であり、国産あこや真珠をはじめ、外国産の南洋真珠も多くは神戸で加工された後に世界の市場へ向けて輸出されている。かつては原料珠の仕入・製品の販売ともに神戸で行われていたが、消費税導入以降の通関手続の煩雑化に伴い、現在では取引の中心は香港に移っている。輸出入通関や保税制度にかかる一連の手続きを簡素化し、フリーポートである香港と同等の取引空間を特区によって創出することで、事業者やバイヤーの負担を軽減するとともに、香港に流れた取引の場を再び神戸に呼び戻す。あわせて国内外の消費者に向けて「真珠のまちKOBE」を発信し、需要喚起を図る。また、真珠以外の宝飾品等についても同様の取り扱いを可能にすることで、国際展示会等の誘致を図っていく。	外国産原料珠仕入れのための入札会を年に数回実施するにあたり、輸入に際してかかる消費税を主催者が立て替える負担をなくすため、保税展示場制度を活用して保税状態で入札会を実施している。保税展示場は、本来、博覧会や見本市等を想定した制度であり、国や自治体等の公的機関が主催または後援するなど申請の要件が厳格であることから、申請できる者が限られる。また申請手続きも複雑で許可までに1～3か月を要することから、入札会主催者にとって申請上の負担が大きくなっている。	(保税蔵置場の許可) 関税法第42条 (保税展示場の許可) 関税法第62条の2 (博覧会等の指定) 関税法施行令第51条の2 (博覧会等の指定) 関税法施行規則第5条	原料珠仕入れ入札会にかかる保税展示場の申請に関しては、手続きの簡素化を図るため公的機関の後援を不要とする。また、保税蔵置場の許可を受けている場所でも入札会の開催が可能となるよう、保税展示場と同様に外国貨物の展示・使用を認める。	財務省	外国貨物(外国から到着した貨物で輸入許可前のもの、又は輸出の許可を受けた貨物)は、関税法上、保税地域(保税蔵置場、保税展示場等)以外に置くことができません。これは、輸入許可前又は輸出許可後の貨物のすり替え等のリスク抑制によって、薬物等の社会悪物品の日本国内への流入の防止、関税のほ脱防止、不正輸出の防止等を目的としています。このように保税制度は適正な輸出入手続を確保し、秩序ある貿易を維持するために必要不可欠な制度となっています。 ① 保税展示場については、関税法62条の2の規定により、国内外の政府機関や地方公共団体が開催する博覧会、見本市等において、外国貨物に関税を課さないままで、展示したり、使用したりすることができる場所として、より一層のセキュリティの確保が求められます。そのため、公的機関自体が実施する場合は、公益性があり、法令遵守のもと、より高いレベルのセキュリティが確保されているものとして、保税展示場の設置を認めています。他方、公的機関以外の者が実施する場合には、公的機関である地方公共団体等の後援を得ることによって、公益性があること、また、その者が法令を遵守して高いレベルのセキュリティを確保することを担保されているものとして、保税展示場の設置を認めているものです。よって、保税展示場の申請に際して、公的機関からの後援を不要とすることは困難と考えます。 ② 保税蔵置場は、外国貨物の積卸し、運搬、蔵置を主な目的としており、保税展示場とは異なり、外国貨物の使用は認められません。ただし、注文取集めのため、外国貨物の見本の展示については、現在においても、予め税関長の許可を受けた上で行うことができますので、入札会の開催は可能です。
<b>4. 保税展示場への税関職員の派出等</b>								
10002	神戸市・日本真珠輸出組合(共同提案)	保税制度活用による真珠等の国際取引の活性化	神戸は真珠加工の世界的な中心地であり、国産あこや真珠をはじめ、外国産の南洋真珠も多くは神戸で加工された後に世界の市場へ向けて輸出されている。かつては原料珠の仕入・製品の販売ともに神戸で行われていたが、消費税導入以降の通関手続の煩雑化に伴い、現在では取引の中心は香港に移っている。輸出入通関や保税制度にかかる一連の手続きを簡素化し、フリーポートである香港と同等の取引空間を特区によって創出することで、事業者やバイヤーの負担を軽減するとともに、香港に流れた取引の場を再び神戸に呼び戻す。あわせて国内外の消費者に向けて「真珠のまちKOBE」を発信し、需要喚起を図る。また、真珠以外の宝飾品等についても同様の取り扱いを可能にすることで、国際展示会等の誘致を図っていく。	加工後真珠製品の展示販売会において、海外バイヤーに消費税免税で販売するため、出展者側で輸出申告の申請を行い、輸出許可を得た後にバイヤーに引き渡している。出来る限り迅速に輸出許可を得るため、現状では出展者スタッフが製品を税関に持参してマニュアル申告を行っているが、税関へ出向いての申告及び保税地域への搬入に時間を要しており、限られた展示会の会期中に限られた人員で多くのバイヤーに対応したい出展者にとって、商機を逸する要因となっている。	(税関職員の派出) 関税法第35条 (申請に基づく税関職員の派出) 関税法基本通達(昭和47年3月1日 関税法第100号)第4章第1節35-2(1) (輸出申告又は輸入申告の手続) 関税法第67条の2	展示会会期中、会場内での輸出申告を実現するため、会場への税関職員の派出を可能とする。また、輸出許可を受けるにあたり、保税地域への搬入を不要とする。	財務省	輸出者が、事務室等にパソコンを置いて輸出入港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用して輸出申告を行うことで、輸出者自身が税関に赴くことなく輸出申告をすることができます。そのため、この手続きにおいて税関職員の派出を求める必要もありません。なお、NACCSを利用した輸出申告については、輸出者が通関業者に通関手続の代理を依頼することによっても行うことができます。また、輸出しようとする貨物については、不正輸出の防止等のセキュリティ確保の観点から、輸出の許可を受けるために保税地域に入れる必要があります。なお、輸出者が、関税法第67条の3第1項第1号の規定による税関長の承認を受けて、同項の規定による輸出申告を行う場合は、貨物を保税地域に搬入することなく輸出の許可を受けることができます。